



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本の学問の自由とアメリカのアカデミック・フリーダム : 高柳信一『学問の自由』再訪 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	盛永, 悠太
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第15097号
Issue Date	2022-06-30
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/86662">https://hdl.handle.net/2115/86662</a>
Rights(URL)	<a href="https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/">https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/</a>
Type	doctoral thesis
File Information	Morinaga_Yuta_review.pdf, 審査の要旨



## 学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏名 盛永悠太

審査担当者 主査 教授 西村裕一  
副査 教授 佐々木雅寿  
副査 教授 齊藤正彰

日本の学問の自由とアメリカのアカデミック・フリーダム  
——高柳信一『学問の自由』再訪——

高柳信一（1921～2004）が1983年に上梓した『学問の自由』（以下、「本書」という）は、現在でも学問の自由に関する研究の出発点（「原点」）とされながら、「特権説」と対置される「市民的自由説」として理解されることもあれば、学問の自由を「憲法上の特権」と解する流れに位置づけられることもあるように、「現点」において描かれているその姿は一つの像を結んでいない。このような指摘を行った上で、本論文は、次のような三つの観点から本書を内在的に読み直すことを、自身の課題として設定する。その三つとは、高柳の学問的なキャリア形成、高柳が置かれていた環境、そして、高柳が依拠するアメリカにおけるアカデミック・フリーダム論である。

以上のように述べる序論に続き、第1章と第2章では、高柳の学問的なキャリアの中に本書を位置づけるという作業が行われる。この内、まず第1章では、学生時代から本書の執筆に至るまでの高柳の歩みが振り返られているが、プロイセンの国家成立史を研究していた若き公法学者が学問の自由に関する研究へと向かう契機となったのが、1957年から60年にかけての英米への留学であった。そうであるとすれば、東大社研における1964年以降の共同研究の成果である『基本的人権』（1968-69年）の劈頭を飾る高柳の「近代国家における基本的人権」が、「思想の自由市場」を原理とする市民的自由の概念を語るときにも、学問の自由に関する議論が念頭に置かれていた蓋然性が高いのではないかと——このような指摘を行うのが、続く第2章である。本書の詳細な読解が試みられたこの章では、高柳のよく知られた命題——憲法23条が保障する「学問の自由」は、思想の自由とその交易の自由を大学内部に貫徹させるための「機能的自由」であり、それゆえ、市民的自由とは現象形態を異にするだけで同質的である——が検討される。本論文によれば、学問の自由と市民的自由が同質的であるというのは、両者がともに日本国憲法で保障された権利であり、歴史的には市民的自由と真理探究の自由が未分化のまま主張されてきたという経緯を踏まえたものと理解すべきであって、機能構造においては19条や21条によって保障される自由と学問の自由とは異なる内容を有していると考えべきだということ。なぜなら、学問の自由には、教員人事および研究・教育内容等の教員団による自主的決定権や財政面における対外的独立といった独自の内容が含まれているからであるが、同時に、高柳説が多様な解釈に開かれているのもこのような二面性の故である、というのが本論文の見立てである。

続く第3章では、高柳が置かれていた環境の中に彼の学問の自由論を位置づけることが試みられる。この点、本書に収録されている諸論考は1963年から72年にかけて執筆されたものであるが、ちょうどこの時期は、60年代前半の大学管理問題や60年代後半の大学紛争・学生叛乱と重なっていた。本論文によれば、高柳の議論には、この時期に噴出した様々な「大学改革」論に対する応答という側面があったという。すなわち、理論的・歴史的な側面から「学問の自由」や「大学の自治」に関する議論を展開することで、一方では大学管理法案のような現実を批判し得るとともに、他方では具体的な学生参加や学生自治の話には言及せずに済ませることができる。かくし

て、「進取的な」側面と「穏当な」側面という二面性を有することになったことが、高柳説が今日まで生き永らえた理由であるというのが、本論文の推察である。

続く第4章および第5章では、高柳が依拠したアメリカにおける二冊の著作が検討される。この内、第4章で俎上に載せられるのが、Richard Hofstadter & Walter Metzger, *The Development of Academic Freedom in the United States (1955)* である。同書によれば、アメリカがドイツの *akademische Freiheit* を受容する過程で、「学習の自由 (Lernfreiheit)」が切り捨てられるとともに、ドイツでは認められなかった大学教員の外部における (extramural) 市民的自由が取り入れられた。かような *academic freedom* を擁護する学者たちの組織として結成された全米大学教授協会 (AAUP) は、しかしながら、第一次世界大戦において「自由の敵」に対して不寛容な態度を取ったのである。本論文は、同書が AAUP のかような姿を描いたのは、マッカーシズムの渦中にある「現代」を念頭に置いていたからであるという。それは、第5章で取り上げられる Robert M. MacIver, *Academic Freedom in Our Time (1955)* においても同様である。すなわち、「共産主義の脅威」を前にして、*academic freedom* を擁護すべき学者たちが分断・対立し、そのような学者たちに対する不信に社会は満ちていた。そのような「現代」に身を置きながら、あるべき *academic freedom* の理念を彫刻しようとした同書の苦悩をこそ高柳は継受したのではないかと、本論文は主張する。かくして、高柳説とは、これらの著作が描いたアメリカの *academic freedom* における歴史としての「原点」とあるべき理想としての「現点」とを、まとめて「原点」として撰取した学説であるというのが、本論文の結論である。

以上のような内容を有する本論文の意義として、第一に挙げるべきは、問題設定の卓抜さである。学問の自由に関する高柳の研究について、我が学界における出発点でありながらその解釈が多様に散在しているというのは、言われてみればその通りであるが、そのような指摘がなされたことはこれまで皆無であった。それゆえ、かような事実気づいた着眼点の鋭さは、それ自体として高く評価されるべきである。加えて、学問の自由については新たな業績も陸続と現れているのが現状であるが、そこで性急に自身の解釈論を構築しようとするのではなく、それら諸研究の焦点となっている高柳の議論を内在的に読み解くという作業に禁欲的に徹することで、却って、学問の自由に関する研究の基礎を学界に広く提供するという、他の諸研究とは一線を画する仕事になり得ている。この点とも関連するが、本論文の第二の意義としては、「学問の自由」と *academic freedom* との相違に敏感であるという点が挙げられる。従来の研究においては、各論者が比較対象としている国の議論を直ちに高柳の議論と接続して論じるという傾向があり、それが高柳の理解に関する混迷を招いた一因となっていた。それに対し、高柳が継受したのがあくまでアメリカの *academic freedom* 論であったことに着目し、例えばドイツの *akademische Freiheit* 等との腑分けを丁寧に行うことによって、本論文は、高柳の学説を巡る議論の混乱を調停し、ひいては学問の自由に関する研究の基礎を固めることに貢献するものとなっている。さらに、学説が形成される歴史的な脈への周到な目配りを、本論文の第三の意義として挙げることができよう。学説史を検討するに際して歴史的な脈への配慮は当然のことでありながら、この点も、学問の自由に関する従来の研究では等閑視されがちであった。それに対して本論文は、大学紛争に関する当時の言説を手厚く記述するだけでなく、高柳が依拠した *academic freedom* 論がマッカーシズム下の産物であることについても注意深く描くことで、学問の自由に関する従来の研究を相対化するための視点を提示することに成功している。もっとも、審査委員からは、誤字脱字の多さや段落の不備といった形式的な面に加えて、自身が設定した課題に対する応答が明確に読み取れないなど、全体として論証が不十分な箇所が散見されるという指摘がなされた。とはいえ、口頭試問において、本人からはそれらの不足を補うような回答が得られたことから、活字化までに本論文の趣旨をより明確にするための修正を行うことは十分に可能であると判断される。

以上により、本論文について、審査委員全員一致で博士 (法学) の学位を授与するにふさわしいと判断した。